

第 502 回福井地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和 5 年 8 月 1 日 (火) 午後 3 時 00 分～午後 4 時 30 分

2 場 所：福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

3 出席状況：【出席 15 名】

公益代表委員 新宮会長、井花委員、上野委員、岡崎委員、坪川委員

労働者代表委員 九野委員、小林委員、玉川委員、山田委員、山本委員

使用者代表委員 江端委員、酒井委員、豊嶋委員、中山委員、山埜委員

事務局 田原労働局長、青木労働基準部長、木村賃金室長、川口室長補佐

4 議題

- (1) 中央最低賃金審議会「令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の伝達について
- (2) 福井県最低賃金専門部会委員の任命及び今後の審議予定について
- (3) 令和 5 年 最低賃金に関する実態調査結果について
- (4) 生活保護と最低賃金の比較について
- (5) その他

5 議事

○木村室長

定刻となりましたので、始めたいと思います。

本日は、本年は藤村中央最低賃金審議会会長から、地方最低賃金審議会委員の皆様方に向けたビデオメッセージございます。そこで、最初にこれを視聴していただいてから、審議会を開催する運びにしたいと思います。

本日、傍聴人がおられますので、ビデオ視聴の後、審議会を開催し、傍聴人に入室していただきたいと思います。新宮会長、そのような進め方をさせていただいてよろしいでしょうか。

○新宮会長

皆様、お疲れ様です。

事務局から説明がありましたように、中賃の藤村会長から地方最低賃金審議会に本年度の目安の考え方について、ビデオメッセージがあるようです。

これは、私たち地方最低賃金審議会委員向けに作られたもので、一般の方が視聴するものとは性質が違うように思います。

そこで、審議会を開催する前に視聴したいと思いますが、皆様それでよろしいでしょうか。

<委員から発言無し>

○新宮会長

それでは、改めまして、ただいまから、第 502 回福井地方最低賃金審議会を開催します。皆様には大変お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、「令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について」の伝達が、主な議題となっております。なお、本日の審議会につきましては、会議公開に伴う傍聴希望によ

り、1名の傍聴者がおられますことを御報告いたします。

それでは、審議に入ります前に福井労働局長から御挨拶を頂きたいと思います。

○田原労働局長

委員の皆様方におかれまして、お忙しいところ、また大変暑いところ御出席を賜り誠にありがとうございます。本年度の地域別最低賃金の改正決定につきまして、先週7月28日改定の目安につきまして、中央最低賃金審議会会長から、厚生労働大臣に対して答申がされたところでございます。

本県が該当します、Bランクの目安額につきましては過去最高となります40円の引上額とすることが提出されたところでございます。

答申の中で、令和5年度地域別最低賃金の改定の目安については、労使で金額の合意を見るには至りませんでしたけれども、地方における審議に資するため、目安に関する公益見解等が示されているところでございます。

この中で、『目安は全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。』

こうした前提の下、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済の実態を見極めつつ、自主性を発揮されることを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を考慮して検討されたものであることに配意いただきたいと考える。』ということが地方最低賃金審議会への期待として示されているところでございます。

本年度は、地方最低賃金審議会の皆様へ、中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージが発出されておりますので、この後、視聴をしていただくこととしております。

答申内容の詳細につきましては、後ほど事務局から御報告させていただきますけれども、委員の皆様方におかれましては、目安を十分に参酌されながら、県内における経済・雇用の実態等を総合的に踏まえ、全会一致を目指しての御審議をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

本日は、よろしく願いいたします。

○新宮会長

ありがとうございました。

次に、資料と定足数について、事務局からお願いします。

○川口補佐

はい。それでは最初に資料の確認をお願いいたします。

本日は次第名簿その他配付資料を3部ずつお配りしております。一つ目は、資料第1です。中央最低賃金審議会における目安答申、公益見解、目安小委員会での配付資料をつづっています。二つ目は、資料第2です。当局の専門部会委員名簿のほか、当局版の資料、これまでに寄せられた要請書の写しをつづっています。

三つ目は、資料第3です。当局で実施しました最低賃金に関する基礎調査結果をつ

づっています。また、これらのほかに机上配付の資料がございます。こちらでございますが、本日終了後に回収と右上に表示させていただいております。こちらにつきましては、本日終了後に回収をさせていただきますので、あらかじめ御承知ください。資料は以上でございます。よろしいでしょうか。

続いて、定足数です。本日の審議会には、15名全員の方が出席されております。よって、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

事務局からは以上です。

○新宮会長

続きまして、議題（1）の中央最低賃金審議会「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の伝達に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○木村室長

それでは、改めまして目安の答申及び公益委員見解、目安小委員会での資料、これに関連して当局版資料を説明いたします。

<目安答申文を読み上げ、公益委員見解以降は要旨を読み上げ、資料第2の当局版資料の要旨を説明。>

令和5年度地域別最低賃金改定の目安につきまして、資料に基づき報告をさせていただきます前に、本年度は中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会委員の皆様方へ、目安の取りまとめなどの考え方について、ビデオメッセージが提供されております。

最初にこれをお流しをさせていただきたいと思っております。準備に入りますので、しばらくお待ち願います。公益代表の方にはすみませんが、後ろのスクリーンになりますのでそちらの方を御覧いただければと思っております。

なお、答申の資料につきましては、資料第1の赤いインデックス、こちらに今から流れます内容の答申書が入っておりますので、こちらを見ていただいても結構ですし、それから机の上に本日回収として配布させていただきました机上配付資料、タイトルは、7月28日、令和5年度地域別最低賃金での中央最低賃金審議会の答申を踏まえた地方最低賃金審議会委員への会長メッセージというのがございます。

こちらの内容となっておりますので、こちらを見ていただきながら参照していただければと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。ではお願いいたします。

<ビデオ視聴>

中央最低賃金審議会の戎野と申します。令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良の

ため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。
どうぞよろしく願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置付けの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置付けの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔に御説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行

ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料も幾つかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言い難いと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適

当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思っております。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のものも含まれておりますので、適宜参照いただければと思っております。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとの御意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

<ビデオ終了>

○木村室長

はい、ありがとうございました。

それでは改めまして、目安の方針及び公益委員見解、会議の資料などを御説明をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては、資料第1、そちらの赤いインデックスで1番と書いてございます。クリップから外された方が分かりやすいように思いますので、赤のインデックス1番、公益委員見解を御説明いたします。

それでは、令和5年7月28日、中央最低賃金審議会の藤村会長様からの厚生労働大臣あて、「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」確認をさせていただきたいと思っております。

令和5年6月30日に諮問があった令和5年度地域別最低賃金改定の目安について次のとおり答申する。「1 令和5年度地域別最低賃金の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。」「2 地方最低賃金審議会における審議に資するために、上記目安に関する公益委員見解、及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。」こちら令和5年度の目安でございます。「3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において資料別紙に示されている公益委員の見解を十分に参酌され、自主性を発揮されることを強く期待する」「4 中小企業小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、政府の掲げる成長と分配の好循環と、賃金と物価の好循環を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃金の原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。」「5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金などを受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上などへの支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性のある支援の拡充に加える。最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の

活用を推進するための周知などの徹底を要望する。」「6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、賃上げ税制や補助金などにおける賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金などを通じた、生産性向上などへの支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人に対しても賃上げを促進するため課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知などの徹底を要望する。」「7 価格転嫁対策については、中小企業・小規模事業者の賃上げには、労務費の適切な転嫁を通じた取引的成果が不可欠である。この考え方を社会全体で共有し、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月）、改正振興基準（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額の改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。」

以上が答申書でございます。

続きまして、次の頁別紙1（資料第1、3頁）を御覧いただきたいと思います。

こちらは「公益委員見解」でございます。

1 令和5年度地域別最低賃金額引上げ額の目安につきましては、表のとおりでございます。福井県を含むBランクは40円と示されたところでございます。

それ以降、頁数としましては、下の方の頁数でございますが、3頁を御覧いただきますが、2番目以降に記載がある分につきましては、今ほど中央最低賃金審議会のビデオメッセージの中で概ね説明がございました。

続きまして、資料9頁でございます。「参考資料」を参照していただければと思います。この9頁以降、別添参考資料でございますが、カラーでグラフがいろいろ入っております。公益見解の中で参考とされました、各種統計、物価、電気料金が検討されているところでございます。

まず3要素のうち、賃金において記載されたものでございます。資料9頁は、連合の春季賃上げ妥結状況でございます。賃上げ率3.58%、中小の賃上げ率3.23%と示しているところでございます。一頁おめくりいただきまして10頁上段でございます。こちらは経団連による春季賃上げ妥結状況でございます。大企業が3.91%、中小企業が2.94%で推移しております。

同じく賃金において考慮されたものが10頁下段の賃金改定状況調査でございます。こちらは第4表の①でございます。

これを見ていただきますと、産業計の表の左上になりますが、産業計、男女計のランク、賃金上昇率はABCランク、計のところは2.1%、前年1.5%となっております。

福井県を含むBランクに限りましては、2.0%、前年比1.4%となっております。

11頁に移りまして、こちらは一般とパートタイム労働者の区分で表記をされているものでございます。11頁の課題につきましては、前年と本年と両方に在籍していたものを標本としたものの比較でございます。

それぞれBランクでの上昇率を御参照いただければと思います。この第4表で

ざいますが、公益見解の本文のところにもございますけれども、目安における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要があるというふうに公益見解に記載がされております。

次に、3要素のうち、事業の通常の支払能力について記載されたものを御紹介していきたいと思っております。

12頁を御覧いただければと思っております。パワーポイントのインデックスですと、6番と7番というような頁数が入っております。12頁につきましては、「主な産業の売上高経常利益率の推移」でございます。

12頁上の段の折れ線グラフの中の黒い線は、全産業でございます。こちらが6.3という数字が入っていますが、安定的に推移しているというようなことが公益見解の中で書かれているかと思っております。

加えて、青色の線です。ちょっと紫っぽい色になっておりますが、宿泊、飲食サービス業、こちらが1.1まで改善をしているというようなことが見解の中で書いてあるところでございます。

13頁に移りますと、こちらは日銀の主な産業での業績状況のD Iの推移でございます。上段がグラフ、下段がその数値となっております。

13頁下段の表でございます。合計欄の上下に黒い線が引いてあるかと思っております。こちらの4～6月期の数字を追っていただきますと、令和2年までがちょっと遡りますと-66.7、令和3年が-25.6、令和4年が-19.4、令和5年が一番右になりますが、-10.5ということで、公益見解の中では、この-19.4や-10.5も含めまして改善が進んでいるというような捉え方を記されているところでございます。

14頁でございます。こちらからは、支払能力の中でも価格転嫁の状況について触れられているものでございます。14頁の上の段につきましては、中小企業庁によるフォローアップ調査の結果でございます。

令和4年9月と本年3月を比較する円グラフでございます。高い割合で価格転嫁ができたという回答です。35.6%から39.3%に推移をしているというようなところでございます。一方で、円グラフの左下の吹き出しでございますが、全く価格転嫁ができていない、又は減額されたとする企業の割合も20.2%から20.35%に推移をしています。そのようなことで2極化が進行しているということを指摘しているところでございます。15頁上段につきましては、国内企業物価指数でございます。本年6月で4.1%で推移をしているということが記載されております。

次に、労働者の生計費について触れられているところでございます。資料は、16頁に移っていただければと思っております。

主に消費者物価指数を用いた検討となっております、その言葉の定義が16頁の上段に書かれております。

特に、持ち家の帰属家賃を除く総合というようなところで検討されておりますので、ここを御参照いただければ、というふうに思います。

また、16頁下段でございますが、令和4年10月以降の消費者物価指数の毎前年上昇率の数字でございます。

令和4年10月～令和5年6月の推移は右でございますが、全国での値は4.3%となっております。こちらが先ほど、ビデオメッセージの中にありました。

昨年度の最低賃金の引上げ、加重平均で引上げ率が3.3%ということでございませ

たが、これを上回る数字となった、というようなところの 4.3%の数でございます。上段から 18 頁にかけて、こちらは消費者物価指数の推移でございます。18 頁の上段こちらのグラフにつきましては、青色の線と赤色の線がございますが、青色の基礎的支出項目 3.7 という数字が入っているところでございます。

これが、経済産業省で実施するエネルギー価格の負担軽減策であります、電気・ガス価格激変緩和対策事業の影響によりまして、一定程度押し下げられているという説明のところでございます。18 頁の上段のグラフにつきましては、2022 年 10 月から 8 月にかけて下がっていくと思いますが、その部分ということだと思います。

その電気・ガス価格激変緩和事業につきましてはの説明が 18 頁、下段から 19 頁上段の説明資料の内容となっているところでございます。

19 頁以降につきましては、雇用失業情勢でございます。

以上をもちまして、目安答申の報告とさせていただきたいと思っております。

県内等の状況につきましては、また後ほど御説明させていただきたいと思っております。

説明は、以上でございます。

○新宮会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御質問、御意見ございませんか。

<意見なし>

ありがとうございます。よろしいですかね。そうしますと、明日以降開催される専門部会で労使双方から考え方をお示ししていただくことになると思いますが、本審議会においてこの時点で何か主張しておきたいことがございましたら、御発言をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

また、特に専門部会に御出席されない方ですね。今、この段階で述べておきたいということがございましたら、何かありますか。

<意見なし>

よろしいでしょうか。

それでは一旦、議題 1 は終わりました、議題の 2 「福井県最低賃金専門部会委員の任命及び今後の審議予定について」事務局から御報告をお願いいたします。

○木村室長

それでは報告をさせていただきます。

資料につきましては、資料第 2 です。こちらについては、下の方に通し番号が付いてございますので、1 頁を御覧いただければと思います。まず、本年度の福井県最低賃金専門部会委員に御就任いただきました委員の皆様でございますが、今ほど見ていただいております。「資料 第 2」の 1 頁の名簿のとおりでございます。9 人全員の方が本審議会の委員となっております。

また、専門部会の部会長と部会長代理につきましては、7 月 26 日に開催された第

1回専門部会において、部会長には井花委員、部会長代理には上野委員が選出されておりますことを、御報告いたします。

次に、専門部会の開催日程については、第2回が明日8月2日（水）午前10時から、第3回が8月3日（木）午後1時30分から、第4回が8月4日（金）午前10時からを予定しております。8月4日（金）の第4回を結審の予定としておりますが、予備日として8月7日（月）午前10時からを第5回として設けております。

8月4日（金）の第4回までに結審した場合には、予備日である8月7日（月）第5回は開催いたしません。

本審の開催日程につきましては、8月7日（月）午後1時30分からを予定しております。専門部会が予備日の8月7日午前までに結審した場合には、予定どおり8月7日（月）午後1時30分から開催させていただきます。

なお、専門部会が8月7日午前までに結審しない場合の予備日として、8月8日（火）午前10時からで設けさせていただいております。

よって、専門部会委員以外の審議会委員の皆様におかれましては、これら予備日に本審や専門部会を開催する事態に至りました場合や、予備日に本審を開催する必要がなくなった場合、速やかに連絡させていただきますが、その連絡方法としましては、メールと電話の併用により行う予定としておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○新宮会長

ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見はございませんか。

<質問、意見なし>

○新宮会長

ありがとうございます。次に議事の3「令和5年度最低賃金に関する実態調査の調査結果について」これを事務局からお願いいたします。

○木村室長

はい。では、令和5年度最低賃金に関する実態調査の結果につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

まず私の方から厚生労働省本省で実施いたしました「賃金改定状況の調査結果」につきまして説明をさせていただき、その後、川口補佐から当局で実施してありました「最低賃金に関する基礎調査」につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

<資料第1の3 No.1「賃金改定状況調査結果」を説明>

まず全国的な調査であります。賃金改定状況調査につきましては、まず資料でございますが、資料第1の3の赤のインデックスの3番、資料第1の、赤のインデックスの3番でございます。

この中に青いインデックスで資料No.1というのがございますので、こちらの方を御覧いただくといいのではないかと思います。

賃金改定状況調査につきましては、中小企業の賃金改定の状況を把握することを目的に、常用労働者数 30 人未満の事業所を対象に、前年度、それから本年 6 月の時点で雇用されている労働者の賃金などの調査を行っているところでございます。

本年度調査票を送付した事業所数は全国で 16,489 となっております。この内訳として、福井県内の事業所は 83 含まれているところでございます。

集計につきまして、回収率は全国ベースで 32.0%、5,281 件となっております。

調査対象につきましては、昨年 6 月と本年度 6 月の分の賃金でございまして、賃金額は所定賃金、いわゆる約定の賃金でございます。

つまりは欠勤控除などもない賃金でございまして、残業なども含まない賃金でございまして。

これらの賃金について、定期昇給やベースアップ、賃金カット、これらの名称にかかわらず、賃金の引上げ又は賃金の引下げ率を集計したものとなっております。

では、調査結果でございます。こちらにつきましては横置きにさせていただきまして 3 頁になります。

第 1 表「賃金改定実施状況別事業所割合」というところでございます。

具体的な内容といたしましてはこの 1 月～6 月に賃金の引上げを実施した事業所の割合でございますが、全体で 43.5%となっております。

上の表の左から 3 列目となっております。前年は下の 36.9%という数字が引上げた数字でございます。

逆に、1 月～6 月に賃金を引き下げた事業所の割合は全体で 0.7%、前年 1.3%となっております。B ランクでいきますと、引上げをした事業所が 44.1%、引下げをしたのが 0.6%ということでございます。

業種別につきましては、製造業等からサービス業までございます。続いて、4 頁でございまして。

第 2 表「事業所の平均賃金の改定率」でございます。こちらは賃金の引上げ実施事業所につきまして、改定率を表しているものでございますが、B ランクを見ていただきますと、高いところを御紹介いたしますと、改定率が高かったのは生活関連サービス業で、5.7%です。次に、宿泊業・飲食サービス業の 4.8%というのが高くなっております。次に、学術研究、専門・技術サービス業の 4.6%という順になっております。

最も低いのは医療、福祉というところでございます。

次に 5 頁でございますが、第 3 表「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」でございます。

こちらは、賃金の引上げ事業所の分布を引上げ率の低い方から順に並べた場合の第 1・四分位数、中位数、第 3・四分位数と、それぞれ集計したものとなっております。

B ランクの産業計を見ていただきますと、低い方から 4 分の 1 のところの数字が 1.1%、中位数で 2.8%、4 分の 3 のところになります。第 3 四分位数で 5.0%といった引上げ率となっております。

6 頁は、こちらはビデオメッセージの中にもございました。「第 4 表の①」というもので、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、男女別内訳でございまして。

内容につきましては、先ほどビデオメッセージの中の説明でもさせていただいたところでございます。

これを産業計別にBランクで見えていきますと、製造業における引上げ率は2.3%、前年1.6%、卸売業、小売業で1.5%、前年1.3%、学術研究、専門技術サービス業で2.1%、前年が1.1%、宿泊業、飲食サービス業で2.4%、前年は0.9%でございます。

生活関連サービス業も2.3%。こちらもちよっと開きがありますが、前年度0.8%、医療、福祉1.9%、前年2.1%、その他のサービス業が1.3%、前年1.8%というような数となっております。

宿泊業、飲食サービス業や生活関連サービス業において、引上げ率が前年よりも高い点となったところです。

次に7頁でございますが、第4表の②「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」というものでございます。Bランク、産業計のBランクで見ますと一般の労働者に限りますと、上昇率は2.0%、前年1.4%、パートについては、賃金の上昇率は1.7%、前年1.5%となっております。

次に8頁でございますが、第4表の③でございます。こちらは前年6月と今年の6月と両方に在籍している労働者に限定をいたしました賃金の上昇率を測ったものでございます。

産業計のBランクで見ますと、全体の賃金の上昇率は2.4%、前年2.0%。男性で見ますと2.3%、前年1.5%、女性で見ますと2.5%、前年2.4%。

それから一般で見ますと2.5%、前年2.0%。パートで見ますと2.4%、前年2.0%となっております。

以上、賃金改定状況の調査結果の御報告でございます。

○川口補佐

<資料第3 「最低賃金に関する基礎調査結果」を説明>

続きまして基礎調査の報告をさせていただきます。それでは「資料第3 最低賃金に関する基礎調査結果表」を御覧ください。1頁おめぐりいただきまして、「令和5年最低賃金に関する基礎調査の概要」を御覧ください。

調査の対象は中小零細企業を調査対象としており、本省からこの調査の対象として示されている事業所母集団データベース、令和3年次フレーム速報を活用しています。

その中で、必要な抽出区分及び標本数は、あらかじめ本省から示されており、その指定された抽出区分標本数に従って、対象事業所を無作為で抽出いたしました。

22頁「8 最低賃金基礎調査対象」を御覧ください。一番右の調査対象事業所数のとおり、Eの製造業、I卸売工業、M宿泊業、飲食サービス業、P医療、福祉、G413、G414新聞出版業、L学術研究、専門技術サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、Rサービス業、他に分類されないものとなっており、事業所の規模は、製造業と新聞出版業については1人～9人、10人～29人、30人～99人の3層、その他の業種については、1人～9人、10人から29人に分けて調査をしております。

再度1頁にお戻りいただきまして、下の方ですが、調査対象事業所数は、福井県内は合計1,713件、調査をさせていただきました。

この中で、地域別最低賃金が適用される事業所は1,308件でございます。

調査対象の労働者というのは、30人未満の常時労働者を雇用する事業所です。

30人未満の事業所は全労働者、30人～99人の事業所では2分の1について調査を

実施しています。

調査事項につきましては、26 頁こちらにございます。6 月分の賃金に関して所定労働日数を欠勤、遅刻、早退等することなく働いた場合に、支払うべき 6 月分の賃金の見込み額を記入することになっております。

有効回答数ですが、全体で 947 件いただきました。そのうち 681 件、集計させていただいております。947 件に占める割合は 71.9%となっています。

それでは調査結果について御報告させていただきます。2 頁の表をお開きください。横にさせていただきますして「未満率一覧表」を御覧ください。この表は総計・中計で示しており、令和 4 年改正の福井県最低賃金、時価額 888 円未満の労働者、つまり未満率は 1.6%となりました。

未満労働者数は先ほど申しました経済センサスにより調査対象の層ごとの労働者数と標本の全体労働者数を基に復元している労働者数でございます。

未満率を見ますと、業種は新聞業、出版業の 7.7%、製造業の 3.4%となっております。この原因について事務局の方で分析をさせていただきましたが、まず新聞業、出版業ですが、先ほどの 23 頁の一覧表でございますけれども、もう一度 23 頁を開けていただきますと、真ん中にアクセス区分というのがございまして、その中で、母集団の中で 1 人～9 人の事業所は県内で、16 事業所、10 人～29 人の事業所は県内で 2 事業所、30 人～99 人の事業所数は 2 事業所となっております。いわゆるそれぞれの区分 2 事業所ずつ調査依頼をしてくださいと厚生労働省から指示がございまして調査をさせていただきました。

今回、結果として、1 人～9 人の事業所と 10 人～29 人の事業所もいずれも不回答でございまして、30 人～99 人の事業所が 2 件とも回答を得ました。

それを復元した結果、未満率は 7.7%となっております。

また、製造業の 3.4%ですが、12 頁をおめくりください。右の方でございますが、年間の労働時間から月の平均労働時間を尋ねますと、21.75 日とか 21.5 日とか、現在の最低賃金 888 円を下回ることがない事業場でも、6 月の日数で計算していただきますということになっておりますので、この賃金調査におきましては、最低賃金を下回る数字になってしまう事業場もございます。

つきまして、未満率が 3.4%と、ちょっと高い数字になってしまっております。

また、この未満率 888 円以下の労働者というのは、減額特例の者も含まれておりますので、こういうふうな形になっております。

3 頁の方に戻ります。3 頁を開いてください。「賃金特性値（就業形態：全て）」です。この表は産業ごとに賃金の分布を示しております。

昨年の調査の時と今年の調査の時、比較できるようにしております。

表に記載されております、中位数、第 1・4 分位数、第 1・10 分位数、第 1・20 分位数の意味は、備考に記載したとおりでございます。時給換算額の値の低いものから高いものへと順に並べて、低い方から二十分の一にあたる数値が第 1・20 分位数となっております。

4 頁を開いてください。こちらにつきましては、「賃金特性値と最低賃金の推移（時間額）」については、最低賃金適用事業場における賃金特性値の推移を示しており、右側には改定した最低賃金額と第 1・20 分位数の差額を示しております。

例で見ますと 888 円の第 1・20 分位数の差がマイナス 28 円ということになってお

ります。

続きまして5頁「5 未満率と影響率」の数を御覧ください。この表はこれまでの未満率と影響率の値を示しております。影響率は改定額に関する影響率、引き上げた場合の影響率です。続きまして6頁を御覧ください。「6 時間額ごとの未満率・影響率の一覧表」でございます。この表は現行の最低賃金 888 円から 1 円ずつアップした場合に、影響を受ける労働者数を標本から復元した値です。

例えば現行の 888 円から仮に 1 円引き上げた場合 889 円の欄を見ていただきますと、現在 888 円以下の労働者は 4,949 人で、影響率は地域別最低賃金業種全体で 4.02% となり、4,949 人に影響があることとなります。

右の方は、1 人～9 人、10 人～29 人、30 人～99 人と事業所規模別になっております。

続きまして9頁につきましては同じ賃金の区分ごとの未満率・影響率一番表でございますが、男女別に区分しているものでございます。

この表も 1 円ずつアップした場合に影響を受ける男女別の労働者数を標本から復元した値でございます。

12 頁を見てください。先ほども説明いたしました、この表は福井県最低賃金 888 円未満の低賃金労働者を一覧にしたもので、主な産業や性別、年齢、職種、賃金形態等を合わせて記載しております。

先ほども申し上げましたが、賃金形態が月給のものについては、本来、最低賃金と比較する場合には月給を月の平均の所定労働時間で割ることとなりますが、本調査におきましては6月の所定労働日数だけで時間額に関連しておりますので、このためその6月の所定労働時間が長いと時間単価が低く算出される場合があります。

最低賃金法施行規則第2条で月額で支払われる賃金の最低賃金の適用に当たっては、1年間における所定労働時間数を平均した月間の所定労働時間数を適用することとされております。

今回の6月の所定労働時間におきましては、平均しますと先ほど申し上げましたとおり、低くなっているところは御承知いただきたいと思います。

また、先ほども申し上げましたが、減額申請許可により賃金額が低い労働者もこの表の中に含まれておりますので、申し上げさせていただきます。

以下のそれぞれの産業ごとの低賃金労働者につきまして、プリントアウトしておきましたので、またお目通しよろしく申し上げます。

最後に、27 頁以降の「総括表(1)」を御覧ください。こちらが調査結果を取りまとめたシステムから出力した集計表です。

最初に地域別の適用業種「全て」を記載してありまして、続きまして、31 頁の方には「製造業」、34 頁の方には「新聞業、出版業」というふうに業種別に記載しております。

その他、55 頁になります、が、「総括表(2)」というものは、地域別最低賃金に適用される業種全てを「男女別」に記載しております。

本調査結果はこの集計表を基に数値等を定義し作成したものです、この集計表は全国の統計結果を取りまとめの上、本省において厚生労働省のホームページ及び e-Stat へ集計結果を掲載することとしておりますので、お知らせいたします。

説明は以上です。

○新宮会長

ただいま事務局からの説明につきまして、何か、質問等がございますでしょうか。それでは次に議事の4「生活保護と最低賃金の比較について」事務局から説明をお願いします。

○木村室長

資料につきましては、「資料第2」です。下に通し番号がありますので、2頁、3頁を御覧いただければと思います。

生活保護と最低賃金の比較でございます。

地域別最低賃金につきましては、最低賃金法第9条第3項におきまして、「生活保護に関する政策と整合性に配慮するものとする。」と規定がされているところでございます。

本日生活保護水準と福井県最低賃金の比較につきましては、今、御覧いただいております資料のとおりです。

その整合性につきまして確認をお願いいたします。

具体的な比較についてでございますが、生活保護に関する統計の値の最新が令和3年度の数字でありますことから、最低賃金も令和3年度と比較することになります。

つきましては、18歳～19歳の単身世帯を前提とし、生活扶助基準の生活扶助実績値の合計となります。

この考え方にに基づき、生活保護費につきましては、人口による加重平均を求め算出いたしました。

生活扶助基準のうち第1類費と第2類費の合算値については、人口による加重平均を求めますと69,381円となります。同じく生活保護費のうち冬期加算につきましては6か月分支給されますので、1か月平均で3,395円となります。同じく、生活保護費のうち期末一時扶助費につきましては、人口加重平均により1か月平均を算出いたしますと1,001円となります。

以上が生活保護基準となりまして、合計金額は73,777円となりました。

次に、住宅扶助実績につきましては、令和3年実績値が19,485円となり、先ほどの住宅と生活の扶助基準と合計いたしますと93,262円となります。

一方、福井県の最低賃金でございますが、令和3年度は時間額858円でございます。1日8時間、1週40時間労働制の場合の月間の所定労働時間は173.8時間相当となります。これを乗じまして、厚生労働省本省において算出いたしました令和3年度の可処分所得割合0.816でございますが、これを乗じますと121,682円となります。

以上のことから、福井県では最低賃金が生活保護費を上回っているということでございますので、この確認をお願いいたします。

なお、計算方法につきましては、本省から示されたものでございまして、47都道府県同一の計算方法によって確認しているものでございます。

今ほど説明した数字につきましては本省側の資料でございますが、こちらの数字でも整合をしているところでございますので、御報告いたします。

○新宮会長

ただいまの生活保護費と最低賃金比較につきまして、何か御意見ございますでしょうか。

<意見なし>

○新宮会長

御意見ないようですので、本審議会としては令和3年度の福井県最低賃金は生活保護に係る施策と整合性が取れているということを確認します。

次に議事の「その他」に入ります。事務局からお願いします。

○木村室長

はい。長時間ありがとうございます。今回配付させていただきました資料のうち、これまで説明を行っていない部分につきまして簡単に御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず資料の「第1」、大きい部分でございます。

赤いインデックスにつきましては、本省小委員会の第一回の配付資料をそのまま入れさせていただいております。赤いインデックスの3番、4番、5番と小委員会の2回目、3回目、4回目です。赤いインデックスの5まで入っているというところでございます。

この中で、赤いインデックスの資料No.1でございます。こちら少し見ていただければと思います。

赤いインデックスの続き、青色インデックスで資料No.1でございますが、これは第一回目の小委員会で用いられた資料でございます。

全国の統計資料です。「主要統計資料」赤インデックスです。

33頁までいきます。「都道府県統計資料編」というのがございます。先ほどのビデオの中で「参照してください」というところもあります。

資料が都道府県別の中、こちらとなっております。

33頁を御覧いただきますと、左からランク、県名が書かれています。一人当たりの県民所得をみますと、こちらは福井県で全国で5位となっているところであります。

一方、その次の標準生計費でございますが、全国で44位となっております。

その右側でございますが、新規学卒者、(高卒)の所定内給与額となっております。福井県は、男性が191,900円ですか。指数が統計を100とした場合に96.4の指数で全国でいくと4番目の高い順となっております。

女性につきましては、171,400円、指数は84.8で順位は24位となっているところでございます。

34頁、35頁は、有効求人倍率の推移、失業率の推移があります。

36頁は賃金・労働時間の実情と推移で、定期給与の推移です。次に37頁でございます。こちらにはパートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金の平均額を都道府県ごとに並べているところでございます。

この中で、中ほど福井のところの下線を引かせていただきましたが、令和5年4月につきましては、求人票の募集賃金の平均額は1,056円ということでございます。

38頁になりますが、こちらにつきましては、パートタイム労働者の1求人票の中で、募集賃金額の下限額です。求人票も幾らから幾らという表記をしますのです、その下の

方の金額のです。福井について、中ほど下線を引かせていただきましたが、令和5年4月で1,003円という数字となっているところでございます。

次は、40頁です。40頁は消費者物価指数等の月別の推移がでございます。

これにつきましてはこの目安審議の5回目のところでです。最新版6月分が改定されておりますので、御参照いただくにはこの「資料第2」の一番最後の頁です。6月分が記載されたものが入っておりますので、こちら御参照いただければと思います。

5月分の数字まで言いますと、1月が4.8、2月が3.3、3月が3.4、4月が4.3、5月が4.1というようなところが、消費者物価指数の上昇となっております。

次に45頁です。こちらは常用労働者数です。45頁～47頁は労働者数の推移となっております。

この表について、Aランク、Bランク、Cランクの全合計となっております。

先ほども申しましたが、45頁は常用労働者数、46頁は雇用保険の被保険者数、47頁は就業者数です。各合計の全国合計の推移はプラスになっております。

ただ、その中で各都道府県の三角マイナスとなっているところがあり、各都道府県の中では就業者減少しているところが見れる、というようなところでございまして、こういったところが地域間格差としているのかな、というところでございます。こういったものが都道府県の別の資料の方で用意されているものでございます。

48頁以降は、また最低賃金の審議に限りました「業務統計資料」となっておりますので、こちらについては省略をさせていただきたいと思っております。

では次に「資料第2」を御説明させていただこうと思っております。

下の方に通し番号が振ってございますので、4頁から御覧いただければと思います。4頁につきましては北陸3県、それから全国加重平均、全国最高額との比較ができるような推移を作らせていただきます。

全国加重平均の最低賃金と、最高額であります東京の最低賃金、それから福井の最低賃金がそれらについて、どのくらいの割合で推移しているのか、石川と富山との差額というものを入れさせていただいたところでございます。

5頁につきましては、所定内給与。これは、毎勤統計のものでございます。

所定内給与につきましては、令和4年が事業所5人以上の福井は全年比-2.6%で推移をしているところでございます。

「資料第2」6頁資料NO.5につきましては労働時間でございます。

こちら令和4年は5人以上で131.3時間ということで2.5%の減少となっております。

7頁資料NO.6でございしますが、福井県のパートタイム労働者の雇用比率の推移ということで、こちら年々高くなってきているのが、先ほどの話題だったと思っております。

令和元年度以降上がってきておりまして令和4年は27.3%となっております。

最近の毎勤統計を後ろの方に入れてございますので、まずはそのところでパートの雇用比率というものの最新値を見ていただきます。と、29%を超えてきているところは御覧のとおりでございます。

8頁資料NO.7につきましては、新規学卒者の初任給でございます。先程中賃の資料は全国の中で高いですよという説明をさせていただきました。

これを北陸3県で置いたものでございます。

令和3年度年にいきますと福井は186,100円でありますとか、180,800円というよ

うなところ、新規学卒者の所定内給与額の推移でございます。

9頁資料NO. 8は福井県の有効求人倍率の推移でございます。

10頁資料NO. 9につきましては、労働者の生活の方を現していくために、福井市の勤労者の世帯家計の推移を出ささせていただきました。

福井の世帯人としては平均3.5で有業人員としては1.81というようなところがございます。こういった推移でございます。

それから福井での生計費を比較していきますのに、11頁の資料NO. 10を御用意いたしました。

こちらは福井県人事委員会の職員の給与などに関する報告を基にしたものとなりまして、ここの参考資料のところ福井市での生活費が書かれているものでございます。

これにつきましては、令和4年4月の(a)のところでございますが、1人世帯の場合に92,740円、2人世帯の場合に143,870円になっておりますが、これは下の方に算定要件のところで説明がございますけれども、実際の実質を算定するにあたっては、税金や社会保険料などを考慮しなければなりませんので、そういったものを考慮するには一番下の方にあります「負担費修正比率」というものを掛けていく必要があります。

これを掛けた数字が福井市で1人世帯でいきますと、120,469円、2人世帯で186,887円が標準生活費となってくるということでございます。

12頁にいきますと、最近の毎勤統計の地方調査を入れさせていただきました。

12頁のグラフでございますが、ここで太い折れ線グラフでございますが、12頁の下のグラフでございます。

決まって支給する給与額のグラフでございます。ずっとゼロを下回っているマイナスと、前年の比がマイナスが続いているという状況でございます。次頁13頁の「賃金の動き」のところの解説を見ていただきたいと思います。

実質賃金指数につきましては、前年同月の比6.3%減というような状況が今の状況でございます。

折れ線グラフの点線のグラフでございますが、前年比のマイナスが、ずっと続いているということもお分かりいただければと思っております。

これら時系列の推移をグラフでなくて数字で追うためには、16頁に毎勤統計の時系列表がありますので、令和2年を100とした場合に、令和4年がマイナス5.8でありますというようなことです。

実質賃金の指数としては16頁の上の段の表でございます。そちらに実質賃金指数が時系列として入っています。名目賃金のところもです。

下のあるところですが、数を追っていただけるのではないかと思います。

次にですが、ちょっと飛びまして35頁になります。35頁は景気見通しの推移です。

価格転嫁のところ議論として挙げられておりますが、価格転嫁そのものを直接的に捉えるのが難しいわけですが、今回は福井商工会議所の「景気見通し調査調査結果」を報告をさせていただきました。

37頁でございますが、ちょっと価格の前にですね、賃金の引上げ状況がございますので御紹介をさせていただきたいと思います。

福井商工会議所様ではですね、今年度の賃上げ状況について特別調査を実施してい

ただいております、37 頁の丸の三つ目でございますけれども、賃上げ率は2～3%台が 34.6%と最も多く、次で4～5%台が 30.4%、2%未満が 17.5%というようなことでございました。

併せて、37 頁の採算のところです。こういったところで、価格転嫁ができていないか、できていないかというところが少しつかめないかな、というようなところではございます。

皆様に御紹介したいと、この表を入れさせていただいたところではございます。

また、福井県商工会連合会の方で行っている「中小企業景気動向調査」を 50 頁から入れさせていただきました。こちらは県内 13 の商工会議におきまして、経営指導員の皆様方の訪問によりまして、取りまとめられている調査でございます。3 か月ごとに行われている計画的な調査で、こういったものについて県内の業種別の状況でありますとか、そういうところが使われるところではございます。

55 頁になりますと、例えば真ん中の「仕入単価」ですが、令和 5 年 4 月～6 月において、全体でやや悪化というようなものがございました。

「採算」については、「全体でやや改善」というようなところが入っていたりしております。

次に 62 頁ですが「福井市の消費者物価指数の最新版」です。ここに書かせていただきました。67 頁まで飛んでいただきますと、中央の方で議論がありました、「持家の帰属家賃を除く総合」の福井県の県庁所在地である福井市の数値がここに入っておりますので入れさせていただきました。

令和 3 年 10 月～6 月について囲んでいます。令和 4 年 10 月から本年 6 月までの支出を入れさせていただきました。

御用意させていただきました県内情勢などをまとめます資料としては、以上でございます。

その続きでございますが、73 頁以降は、各団体などからの要請につきまして入れさせていただきましたところではございます。

まず 73 頁でございますが、こちらは日本労働組合総連合会の福井県連合会から頂いている要請でございます。生計費関係の資料も入れていただいているところではございます。

84 頁は、全労連東海北陸地方協議会からの要請書でございます。こちらと同じように生計費についての資料が含まれているところではございますが、97 頁まででお目通しいただきますと、各地方最低賃金審議会の答申におきまして「附帯決議」ということも前年も頂いているところではございますが、全国状況がここにまとめた表がございましたので、一つ御紹介しておきます。

こちらが、全国 47 の最低賃金審議会の答申の中での附帯決議の状況の表です。

101 頁につきましては、福井弁護士会から会長声明というもので頂いております、104 頁、105 頁につきましては、福井県知事から頂いているものでございまして、最低賃金の改正に関する要請書ということでございます。

以上、本日配付させていただきました資料の説明でございます。

事務局からは、以上でございます。

○新宮会長

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、御意見・御質問はご

ございますでしょうか。

○上野委員

はい。前段で中央審議会の伝達があったわけなんです、そこで中央の方で一番重視したのは最賃を決める際の3要素の中で労働者の生計費、これを今回地方に対して強く伝達するのかなと想定しておりました。

今、後段で説明があったわけなんです、福井県の標準生計費は165,670円ですが、全国では44位。ただし、1人当たりの県民所得は3325,000円で5位です。局でまとめになった数字は上がっているんですね。後の数字を照らし合わせますと、これについて、局ではどういう認識をされていますか。

○木村室長

御質問を頂きまして、ありがとうございます。中央の審議会の方で示されました、赤インデックスの2番の133頁のところの1人当たりの県民所得と標準生計費についての内容の受け止めだと思います。

こちらについて県民所得標準生計費については、平均的な方を対象としたものとなっています。

ただ、審議会の先生方に御検討いただくのは最低賃金になりますので、働いている方たちに対して、必要な生計費が確保できているのか、持たないのか、というところが一つ観点としては重要ではないかなというふうに思っております。

そのことから「資料 第2」の方で県内の生計費として入れさせていただきました。11頁「資料 第2」の「福井市の世帯人数別標準生計費」、こちらの1人または2人のところで必要といたします税金や社内保険料なども入れた12万円や18万6千円余り、こういったものをまた一つの基準として御審議いただければと思います。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

○新宮会長

ちょっと専門的な話になりますが、県民所得の概念は雇用者報酬のほかに企業所得を含んでおりますので。そうすると、労働分配率が高いか低いかによって、雇用者報酬の割合を見ないと、県民所得が高くて、労働分配率が低いと雇用者報酬が低いとかいうことが起こり得ますので、その辺は精査して御議論していただく必要があるかなと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

明日からいよいよ専門部会が始まるわけですが、今回、非常に目安額もある意味、予想していたとおりのとおりともいえますけれども、やはり、額の大きさはそれなりにインパクトがあるもので、明日以降の審議が容易ではないということを拝察します。

ただ、もちろん福井県ならではの状況を踏まえた議論がなされることが、中央最低賃金審議会の方から強く求められているところでもありますけれども、同時に、政府としては所得政策の一環として、賃金・物価が上昇する中での生計費をどうするかということ、どう確保するかということ、最低レベルの物価水準の人たちに確

保していく方法を考えてほしいというメッセージがありましたし、今、上野委員がおっしゃったこともそのことと関わるかと思います。

同時に、状況把握に関して、やはり統計が示している面をそれぞれ精査していただくということもお願いしたいところです。

いわゆる局所的なローカルな状況についての知識は、当然共有されるべきだと思いますけれども、トレンドとして、今どういう経済状況にあるのかということについての認識をある程度マクロ的に見ておかないと、ミクロ的な個別事例とかを中心に議論すると、やはりどうしても話が一般化しにくいところがあります。

その辺りが金額審議に影響を与えることになると、40円というのは難しいという話になりがちのような気がします。

この額がとりあえず目安として示されたわけですから、それをどのように受け止めるかも含めて、統計に目配りしていただきながら御判断いただけると有り難いかなと思います。

それから一言、先日、福井県の知事から要望書を頂戴しました。その際、これは今回拝見していて、弁護士会からの要請とも近いところですがけれども、近隣府県との格差を非常に県としては注目しているということをおっしゃいました。

福井県が、特に石川県との差で3円でも富山県との間で十何円もあるということについて、なかなかそれが持つ意味が大きいのではないかという懸念を表明されておられました。

我々もコロナの中で近隣県と比べてどうこうということを議論することの当否も、当然その議論の中であってしかるべきかと思いますが、そういうことが持つ意味は、今までお話してきたような生計費の問題とともに、人口政策との関係でも気にしているということをおっしゃっていました。

人口流出が持つ象徴的な意味を最低賃金を持っているところも、所得が持つ一つの意味として最低賃金を持っているところもあるので、その辺について少し審議会の方で積極的に考えてほしいというような御意見もあったように思います。

いずれにしても、他方で経済の現況が決して楽観的な要素ばかりではないので、なかなか大幅な値上げをそもそも求められているとも言えるわけですが、それに対応できるかどうか、厳しい議論になると思いますけれども、何とぞ、明日以降の専門部会の議論で十分目配りしながら御議論いただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

ほかによろしいでしょうか。それでは本日の審議会は以上とします。

本当に長い時間ありがとうございました。

(閉 会)